【別表１】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勤務時間 | | | 配置校によって設定 |
| 週休日等 | 週休日 | | 日曜日、土曜日 |
| 休日 | | 国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始（12/29～1/3） |
| 休　　暇 | 年次有給休暇 | | 正規職員に準じて付与 |
| 特別休暇 | | 正規職員に準じて認められる |
| 給　　与 | 給料 |  | 経験年数等によって決定 |
| 教育職（教諭） | 247,816 円 ～ 431,458 円 |
| 教育職（助教諭等） | 220,537 円 ～ 327,669 円 |
| 給料の調整額（教育職のみ） | | 特別支援学級等の担当になった場合、級号給に応じて支給 |
| 地域手当 | | 給料、扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて算定 |
| 諸手当 | | 通勤手当、扶養手当、住居手当等を届出により支給 |
| 期末手当、勤勉手当 | | 基準日における任用期間に応じて支給 |
| 支給日 | 給料及び諸手当 | 毎月19日 |
| 期末手当 | ６月、12月及び３月の所定の日 |
| 勤勉手当 | ６月及び12月の所定の日 |
| 退職手当 | | 在職期間等に応じて支給  （引き続いて在職した期間が６月未満の場合は対象外） |
| その他 | | 正規職員に適用される条例等の規定を適用 |
| 社会保険 | | | 公立学校共済組合の短期組合員及び厚生年金の被保険者  　　※　40～64歳の方は、介護保険の被保険者となる |
| 雇用保険 | | | 無し |
| 災害補償 | | | 公務上及び通勤途上の災害に「地方公務員災害補償法」が適用 |
| そ の 他 | | | ・給与から所得税、住民税、共済掛金等を控除して支給  ・任用に伴い住居を移転した場合は、赴任旅費を支給  ・児童手当（特例給付）は、住所地の市区町村が支給 |

※　令和７年４月１日時点